

# 第1章 総 則

---

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、御殿場市（以下「市」という。）、防災関係機関、事業所及び市民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。

この計画の基礎となる第4次地震被害想定の危険度の試算の概要を示す。

## 第1節 計画の主旨

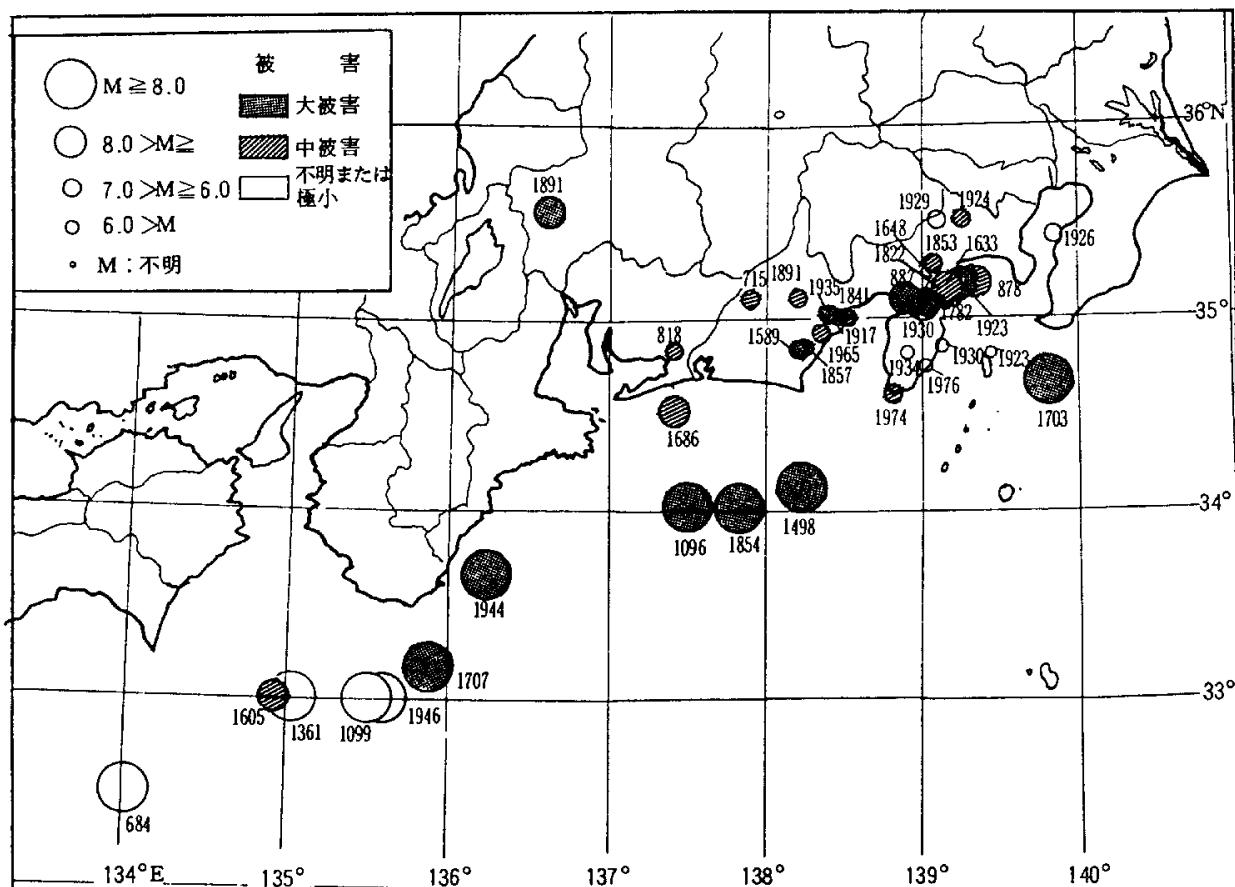
この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「御殿場市地域防災計画」の「地震対策の巻」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

目 的	内 容													
性 格	平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、東海地震注意情報が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。													
構 成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の地域に係る地震対策について定める。</li> <li>・県、市、御殿場市・小山町広域行政組合（以下「広域行政組合」という。）、防災関係機関、事業所及び市民等が地震対策に取り組むための基本方針である。</li> <li>・第3章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定める。</li> <li>・「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策についてのうち、特に緊急に実施するものについて定める。</li> <li>・状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。</li> </ul>													
この計画は本編と資料の巻から構成し、本編の構成は次の6章による。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第1章 総則</td> <td style="width: 33%;">この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項</td> </tr> <tr> <td>第2章 平常時対策</td> <td>平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策</td> </tr> <tr> <td>第3章 地震防災施設緊急整備計画</td> <td>整備すべき防災事業の種類、目的、内容等</td> </tr> <tr> <td>第4章 地震防災応急対策</td> <td>東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれがなくなるまでの間に行うべき対策</td> </tr> <tr> <td>第5章 災害応急対策</td> <td>地震災害が発生した場合の対策</td> </tr> <tr> <td>第6章 復旧・復興対策</td> <td>災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策</td> </tr> </table>			第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項	第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策	第3章 地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等	第4章 地震防災応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれがなくなるまでの間に行うべき対策	第5章 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策	第6章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策
第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項													
第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策													
第3章 地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等													
第4章 地震防災応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれがなくなるまでの間に行うべき対策													
第5章 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策													
第6章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策													

## 第2節 過去の顕著な災害

- 本県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。
  - 陸域には糸魚川一静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。
  - 特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾の地震、2011年静岡県東部の地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。
- 県下に大被害を与えた地震及び県下で震度5以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。

日本被害地震総覧（宇佐美龍夫）に加筆



## 静岡県内の地震活動

## 日本被害地震総覧(宇佐美龍夫)に加筆

\*津波を伴った地震

番号	西暦年月日 和歴年月日	東北 震央地名	M 深さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被 害		
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
11*	818. - - 弘仁 9. 7.-	139.3 35.2 関東諸国	7.9	[IV] 1			県東境で多少の被害があつたか。
15	841. -- 承和 8. --	138.9 35.1 伊 豆	7.0	[II] VI+			伊豆:里落完たからず。人あるいは傷き、あるいは圧没された。
22	878. 11. 1 元慶 2. 9.29	139.3 35.5 関東諸国	7.4	[II] V			相模・武藏がとくに強かったという。県東境にも被害が推定される。相模国分寺に被害。
49	1293. 5.27 正応 6. 4.13	鎌 倉	7.1	[II]			鎌倉で大被害。伊豆での被害の可能性あり。
68*	1498. 9.20 明応 7. 8.25	138.2 34.1 東 海 道	8.6	[IV] 3	山崩れ地裂く。浜名湖海につながる。今切といふ。	沿岸に津波死2万6千という。 (志太郡)	伊豆・仁科郷海溢れて陸地に上ること18~19町。寺川以下の田園水没す。
84*	1605. 2. 3 慶長 9.12.16	134.9 33.0 東海・南海・西海	7.9	[IV] 3 VI	橋本に津波。100軒のうち20軒のこる。死者多し。白州丁津波。		仁科郷海溢れ陸を浸すこと12~13町。
96*	1633. 3. 1 寛永10. 1.21	139.2 35.2 駿 豆 相	7.1	[II] 1 V		吉原で家くずれ、地割あり。 三島で家くずれる。(不苦という文書もあり)	熱海に津波。家・田畠流失。箱根で岩くずれ道を塞ぐ。通行の人馬の死あり。
106	1648. 6.12 慶安 1. 4.22	139.2 35.2 小 田 原	7.1	[I] IV			県東境に微小被害推定される。
149*	1703.12.31 元禄16.11.23	139.8 34.7 関東諸国	8.2	[IV] 3 IV~V			箱根山崩。町宿大分崩死あり。 番所半分潰れ、石垣棚崩倒。箱根一三島間少し損じ、三島は別条なし。伊豆東海岸に津波、死は 380余(宇佐美)・163(須玖美)、27(下田)。下田で潰・流失 332軒・半潰 160軒・破船81、川奈・熱海・竹麻・仁科・片浦に津波。
153*	1707.10.28 宝永 4.10. 4	135.9 33.2 五畿七道	8.4	[IV] 4 VI	沿岸に大津波。各地で Quicksand 現象あり。横須賀港塞がる。 荒井口拡大。東海道沿いで震度VI、袋井・掛川はVII。	駿河湾北岸・吉原・岩本・さったで被害大。湾内に津波。東海道筋の震度はVI。	震度はV以下。津波が各地を襲う。下田で流失・皆潰 857軒、半潰55件、死11人、破痛船53。
171	1729. 3. 8 享保14. 2. 9						伊豆で大地割れ、川筋に水湧く余震20日すぎまで小津波か?
207*	1782. 8.23 天明 2. 7.15	139.2 35.2 武 相	7.3	[I] 1 IV~V			田方郡でつよく、箱根で石垣崩れ、小田原に津波。甲州の猿橋くずる。伊豆北部に小被害の可能性あり。

番号	西暦年月日 和歴年月日	東北 経緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被 害		
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
253	1853. 3.11 嘉永 6. 2. 2	139.1 35.3 小田原	6.5	[I] IV			箱根で落石・山崩。関所破損。 御殿場で潰家1、修善寺・三島その他で 損所ありという。
257*	1854.12.23 嘉永 7.11. 4	137.8 34.0 東海・東山・南海	8.4	[IV] 3 VII	御前崎を中心に隆起、1~1.5m沿岸一 帯に津波、又低地で液状化現象が各地 に見られた。とくに掛川・袋井付近の東 海道沿いの被害が大きかった。	駿河湾北岸で震度大。久能山はさほど 大ならず、静岡・清水に火災 湾の東岸一帯に地震隆起、精進川村 296軒のうち全潰 178、半潰 116、無傷 1、一般に山地は軽か	震度V。下田以西の沿岸に津波下田計 875軒のうち840流失・皆潰。30半潰水 入、無事は4軒のみ。人口 3,851人のう ち、死122。
287	1882. 9.29 明治 15	139.05 35.07 熱 海					熱海で落石、墓石の転倒あり。
300	1891.10.28 明治 24	136.6 35.6 愛知・岐阜	7.9	V~VI	遠江で家屋全潰32、半潰31、道路破裂 19、橋梁損落1、堤防崩壊24、天竜川護 岸堤、見附浜松間に諸所破損。	志太鉱泉の天然ガス噴出量倍増、鉱泉 の湧出量も増加。	吉奈・湯ヶ島 +15°C、湯ヶ野 +5°C、蓮 台寺 - x°C、3~4日で復旧。
301	1891.12.24 明治 24	138.2 35.1 山中湖付近	6.4	IV		沼津で土蔵の鉢巻おちる。 駕籠坂峠で土地の陥没(長さ20間巾 3 尺、深さ 3尺)あり、道路の亀裂・山崖く ずれ数ヶ所。	三島で土蔵の庇破損2。
430*	1923. 9. 1 大正 12	139.3 35.2 関東南部	7.9	V	県全体で死375、傷1,243 不明68、家屋全壊2,298、 半壊10,219、損失 5、流失 661。	全壊100戸以上の町村は伊東・熱海・網 代・御殿場・箱根・北郷・小山・足柄であ る。駿東郡の荒廃林野面積率は3.2%。	熱海に津波(12m)、網代で7.2m、被害 なし。下田で浸水。
433	1923. 9.10 大正 12	139.4 34.8 大島近海	5.8				稻取・下河津付近で道路破損等小被 害。
443	1926. 8. 3 大正 15	139.8 35.4 東京湾中部	6.2 35km				熱海で壁落数戸。
461	1930.11.26 昭和 5	139.0 35.1 北伊豆	7.3 0~ 5km	VI		清水港・三保港の岸壁崩壊。	死259、傷566、住家全壊 2,077、半壊5,424、焼失75。 丹那断層を生じ、発光現象がみられた。 伊東・大場・長岡・函南村間宮で火災。
476	1934. 3.21 昭和 9	138.9 34.8 天城山	5.5 0~ 10km	V			湯ヶ島一天城峠間で崖崩れ10余、墓石 の転倒(湯ヶ島・与市坂・白田・上河 津)。半島の温泉に異常。
479	1935. 7.11 昭和 10	138.4 35.0 静岡付近	6.3 10km	VI		静岡市・有度山周辺に被害集中。家屋 全壊率10%以上は、高松・西大谷・東大 谷・池田・国吉田 被害計、死9、傷299、 住家全壊237、半壊1,412、清水港の岸 壁、倉庫大破。	蓮台寺温泉の水位が5日前から70cm上 昇。震後急下降。 8月5日までに262cm下降する。

番号	西暦年月日 和歴年月日	東北 経緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被 害		
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
506*	1944.12.7 昭和 19	136.2 33.7 東海 沖	7.9 0~ 30km	VI	遠州灘で津波の高さ1~2m。 太田川流域の住家被害率が高く南御厨 村で101%、今井村で97%。	県下全体で、 死255、傷704、住家全壊5,828、 半壊7,815。 静岡市付近に被害率の高い所あり。	下田で津波高さ2.1m。
509*	1946.12.21 昭和 21	135.6 33.0 南海 沖	8.0 30km		津波の高さ、舞阪0.8m、御前崎2m。	県下で傷2、住家半壊1、家屋浸水296、 船舶損失105。	津波の高さ 下田2m、 須崎1m。
546*	1960.5.23 昭和 35	73.5W 38.0S チリ地震津波	8.5	0	舞阪で波高1.1m。	県下で床上浸水1、床下浸水234、非住 家被害13、ろ・かい船被害1、清水で波高 1.3m。	下田で波高1.8m。
610*	1974.5.9 昭和 49	138.48 34.34 伊豆半島沖	6.9 10km	V			死30、傷102、家屋全壊134 半壊240、全焼5、山(がけ)くずれ101、 中木・入間・石廊崎で被害大。断層を生 ず。温泉の異常あり。
621	1976.8.18 昭和 51	138.57 34.47 河津町	5.4 0km	III			河津町付近で家屋半壊3戸、一部破損 61戸、ここでの震度はVか。
624*	1978.1.14 昭和 53	139.81 34.48 伊豆大島近海	7.0 0km	IV			死25、傷139、家屋全壊96 同半壊539戸、道路損壊984ヶ所、崖く ずれ191ヶ所、持越鉱山の鉱さい堆積場 のえん堤損壊、シアンを含む泥流狩野 川へ流入。
636*	1980.6.29 昭和 55	139.12 34.54 伊豆半島東方沖	6.7 0km	V			伊豆半島東方沖：伊豆半島で家屋全壊 1、同一部破損17、傷8などの被害。
646	1983.8.8 昭和 58	139.10 35.50 山梨県東部	5.8 30km	IV			小山町を中心に負傷者2、家屋半壊1、 一部破損49、停電42万軒。
	1988.3.18 昭和 63	139.39 35.40 東京都東部	6.0 100km	III			三島市を中心に家屋一部損壊19。
	1988.7.26 昭和 63.8.10	伊豆半島東方沖	5.2 10km	IV			伊東市を中心に家屋一部破損2。
	1989.7.3 平成元 7.12	伊豆半島東方沖	5.5 10km	IV			伊東市を中心に負傷者22、家屋一部損 壊92、道路損壊24、港湾被害11、水道 断水200戸、電話不通66回線、停電 3,500軒、ブロック塀1ヶ所。

番号	西暦年月日 和歴年月日	東北 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被 害		
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
	1997.3.3 平成 9.3.13	伊豆半島東方沖	5.7 10km	V弱			伊東市を中心に負傷者3、家屋一部損壊65、道路損壊8、崖崩れ5、水道断水51戸、ロック擁1ヶ所。
	2001.4.3 平成13	静岡県中部	5.3 30km	V強			静岡市を中心に負傷者8人、建物の一部破損。
*	2009.8.11 平成21	駿河湾	6.5 23km	VI弱	掛川市及び牧之原市を中心に断水約7万戸、停電約9,500戸。	静岡市及び牧之原市を中心に、県下で死者1、負傷者311、家屋半壊6、一部損壊8,666、火災3、ロック擁207ヶ所。東名高速(上り)牧之原IC付近で盛土崩壊。	伊豆市を中心に山(崖)崩れ81箇所。
*	2011.3.11 平成23	142.9 38.1 三陸沖	9.0 24km	V弱			御殿場市を中心に負傷者4、家屋一部損壊2、下田市で住家床下浸水7、店舗内浸水6
	2011.3.15 平成23	静岡県東部	6.4 14km	VI強			富士宮市を中心に負傷者50、家屋一部損壊521、道路損壊7、崖崩れ8、停電21,700軒、水道断水500戸
	2011.8.1 平成23	駿河湾	6.2 23km	V弱	軽症2人、住宅一部損壊14件	重症1人、軽症9人、住宅一部損壊2件、島田市で12,000世帯で水道が白濁	軽症1人

### 第3節 予想される災害

- 本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。
- また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。
- この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。
- 津波については、上記地震によるものその他、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

#### 1 第4次地震被害想定

- 地震によって、市内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。
- 試算については、本市において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル1の地震	レベル2の地震
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海地震・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))
相模トラフ沿いで発生する地震	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))

※相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は、大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域をもつ既往最大の地震とされている

注) 内閣府(2012)：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府(2013)：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

- なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに市民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

#### 2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海、南海地震等）の被害想定の結果

##### (1) 概説

- この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震と同じもの（内閣府(2012の基本ケース)）を使用している。

- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。
- また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

## (2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約200	約200	約200	約200
	半壊	約1,300	約1,300	約1,300	約1,300
液状化	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
人工造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
山・崖崩れ	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
火災	焼失	—	—	約10	—
建物棟数		30,008	30,008	30,008	30,008
建物被害総数	全壊及び焼失	約200	約200	約200	約200
	半壊	約1,300	約1,300	約1,300	約1,300

「—」：被害わざか

(注)・端数処理のため、合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

## (3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	約30 (約10)	約80 (約10)	—	約10	約20	—
	軽傷者数	約200 (約40)	約300 (約40)	—	約70 (約10)	約80 (約10)	—
山・崖崩れ	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—
火災	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—
ブロック塀等転倒、屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—
死傷者数合計	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	約30	約80	—	約10	約20	—
	軽傷者数	約200	約300	—	約70	約80	—
自力脱出困難者数	木造	約10	約10	約10	—	—	—
	非木造	約10	約10	約10	—	—	—
	合計	約20	約20	約20	—	—	—

「—」：被害わざか

(注)・端数処理のため、合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1991）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

### 3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

#### (1) 概説

- この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む。）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。  
注）中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波に関する専門調査会報告」
- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。
- また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。
- 本市に最も大きい被害が想定される「東側ケース」について想定結果を掲載する。

#### (2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約600	約600	約600	約600
	半壊	約2,500	約2,500	約2,500	約2,500
液状化	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
人工造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
山・崖崩れ	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
火災	焼失	—	—	約20	—
建物棟数		30,008	30,008	30,008	30,008
建物被害総数	全壊及び焼失	約600	約600	約600	約600
	半壊	約2,500	約2,500	約2,500	約2,500

「—」：被害わざか

注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

#### (3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約10	—	約10	—	—	—
	重傷者数	約60 (約10)	約100 (約10)	—	約20	約40	—
	軽傷者数	約500 (約60)	約400 (約40)	—	約100 (約10)	約100 (約10)	—
山・崖崩れ	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—
火災	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—
ブロック塀等転倒、屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	—	—	—	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—	—	—	—
死傷者数合計	死者数	約10	—	約10	—	—	—
	重傷者数	約60	約100	—	約20	約20	—
	軽傷者数	約500	約400	—	約100	約100	—
自力脱出困难者数	木造	約30	約10	約20	—	—	—
	非木造	約10	約20	約10	—	—	—
	合計	約40	約30	約40	—	—	—

「—」：被害わざか

注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

#### 4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震（大正型関東地震）の被害想定の結果

##### (1) 概説

- この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本市に最も大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動及び液状化危険度の想定をしている。
- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

##### (2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約4,400	約4,400	約4,400
	半壊	約5,200	約5,200	約5,100
液状化	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
人工造成地	全壊	約40	約40	約40
	半壊	約100	約100	約100
山・崖崩れ	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
火災	焼失	約100	約200	約700
建物棟数		30,008	30,008	30,008
建物被害総数	全壊及び焼失	約4,600	約4,700	約5,200
	半壊	約5,300	約5,300	約5,200

「—」：被害わざか

注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

##### (3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約40 (約20)	約20 (約10)	約30 (約10)
	重傷者数	約500 (約70)	約600 (約60)	—
	軽傷者数	約1,300 (約300)	約1,000 (約200)	—
山・崖崩れ	死者数	—	—	—
	重傷者数	—	—	—
	軽傷者数	—	—	—
火災	死者数	—	—	—
	重傷者数	—	—	—
	軽傷者数	約10	約10	—
ブロック塀等転倒、屋外落下物	死者数	—	—	—
	重傷者数	—	約10	—
	軽傷者数	—	約20	—
死傷者数合計	死者数	約40	約20	約40
	重傷者数	約500	約600	—
	軽傷者数	約1,300	約1,000	—
自力脱出困难者数	木造	約200	約80	約100
	非木造	約70	約100	約90
	合計	約300	約200	約200

「—」：被害わざか

注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

## 5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震（元禄型関東地震）の被害想定の結果

### (1) 概説

- この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本市に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動及び液状化危険度の想定をしている。
- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

### (2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約6,200	約6,200	約6,200
	半壊	約5,200	約5,200	約5,000
液状化	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
人工造成地	全壊	約50	約50	約50
	半壊	約200	約200	約200
山・崖崩れ	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
火災	焼失	約200	約400	約900
建物棟数		30,008	30,008	30,008
建物被害総数	全壊及び焼失	約6,500	約6,600	約7,100
	半壊	約5,400	約5,300	約5,200

「—」: 被害わずか

注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

### (3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約60 (約30)	約30 (約20)	約50 (約20)
	重傷者数	約700 (約100)	約800 (約80)	
	軽傷者数	約1,500 (約400)	約1,200 (約300)	
山・崖崩れ	死者数	—	—	
	重傷者数	—	—	
	軽傷者数	—	—	
火災	死者数	—	—	約10
	重傷者数	—	約10	
	軽傷者数	約10	約20	
ブロック塀等転倒、屋外落下物	死者数	—	—	
	重傷者数	—	約10	
	軽傷者数	—	約20	
死傷者数合計	死者数	約60	約30	約60
	重傷者数	約700	約800	
	軽傷者数	約1,500	約1,200	
自力脱出困难者数	木造	約300	約100	約200
	非木造	約100	約200	約100
	合計	約400	約300	約300

「—」: 被害わずか

注) 端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

## 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、広域行政組合、市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画を作成すべき者は、それぞれ東海地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

### 1 市

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (8) 東海地震に関する情報（「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関する調査情報（臨時）」、警戒宣言、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (10) 避難の勧告又は指示に関する事項
- (11) 消防、水防、その他の応急措置
- (12) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (13) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における市町有施設及び設備の整備又は点検
- (14) 緊急輸送の確保
- (15) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (16) 県、広域行政組合、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (17) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置

### 2 県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 東海地震に関する情報（「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関する調査情報（臨時）」）、警戒宣言、地震情報、津波警報・注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の勧告又は指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (14) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

### 3 静岡県警察（御殿場警察署）

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の早期把握
- (3) 負傷者の救出救助
- (4) 緊急交通路の確保等交通上の措置
- (5) 避難誘導及び二次被害の防止措置
- (6) 検視及び行方不明者の捜索
- (7) 被災地域における社会秩序の維持
- (8) 県民の安全の確保と不安解消のための広報
- (9) 関係機関の行う災害復旧、復興対策への協力
- (10) その他必要な警察業務

### 4 広域行政組合

- (1) 防災計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (5) 警戒宣言発令時及び災害時における広域行政組合所有の施設及び設備の整備又は点検

### 5 防災関係機関

#### (1) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察局	<p>ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること            イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること            ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること            エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること            オ 警察通信の確保及び統制に関すること            カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること</p>
総務省東海総合通信局	<p>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理            イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理            ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査            エ 通信インフラに障害が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与            オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること            カ 非常通信協議会の運営に関すること</p>
静岡財務事務所	<p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整            イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供移管すること</p>
沼津労働基準監督署	<p>ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導            イ 事業場の被災状況の把握</p>
農林水産省関東農政局	<p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること            イ 応急用食料・物資の支援に関すること            ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること            エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること            オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること            カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること            キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること            ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること            ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること            ジ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること            サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

経済産業省関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること  イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること  ウ 被災中小企業の振興に関すること  エ 電気の安定供給に関すること  オ ガスの安定供給に関すること</p>
経済産業省関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること  イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること  ウ 電気の安全確保に関すること  エ ガスの安全確保に関すること</p>
国土交通省 中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	<p>管轄する道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 所管施設の耐震性の確保</li> <li>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</li> <li>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</li> <li>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</li> <li>(オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</li> </ul> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</li> <li>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</li> <li>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</li> <li>(エ) 県及び市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</li> </ul> <p>エ 警戒宣言発令時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 警戒宣言、東海地震予知情報等の迅速な伝達</li> <li>(イ) 地震災害警戒体制の整備</li> <li>(ウ) 人員・資機材等の配備・手配</li> <li>(エ) 緊急輸送路確保のための交通規制に対する協力</li> <li>(オ) 道路利用者に対する情報の提供</li> <li>(カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</li> </ul>
国土交通省中部運輸局	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</p> <p>ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>カ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令</p> <p>キ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>
国土地理院中部地方測量部	<p><u>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u></p> <p><u>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</u></p> <p><u>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</u></p> <p><u>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</u></p>

気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)	<p>ア 県知事に対して速やかに東海地震に関する情報の通報を行うこと</p> <p>イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守</p> <p>エ 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力</p> <p>オ 異常現象に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し適切な措置を講ずること</p>
-------------------------	---

## (2) 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社 東海支社	<p>ア 郵便事業の運営に関すること</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること</p> <p>ウ 施設等の被災防止に関すること</p> <p>エ 利用者の避難誘導に関すること</p>
日本赤十字社 静岡県支部	<p>ア 医療、助産及び肢体措置に関すること</p> <p>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</p> <p>ウ 被災者に対する救援物資の配付</p> <p>エ 義援金の募集</p> <p>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p>
日本放送協会 静岡放送局東部報道室	<p>ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上</p> <p>イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、東海地震予知情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること</p> <p>ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと</p> <p>エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること</p>
中日本高速道路株式会社 東京支社御殿場保全・サービスセンター	<p>ア 交通対策に関すること</p> <p>イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること</p>
東海旅客鉄道株式会社 静岡支社御殿場駅	<p>ア 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報等の伝達</p> <p>イ 列車の運転規制措置</p> <p>ウ 旅客の避難、救護</p> <p>エ 東海地震予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報</p> <p>オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>カ 施設等の整備</p>
西日本電信電話株式会社 沼津支店 株式会社NTTドコモ東海支社静岡支店	<p>ア 警戒宣言発令時及び災害時における重要通信の確保</p> <p>イ 警戒宣言発令時及び災害時における通信疎通状況等の広報</p> <p>ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配</p>
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
東京電力パワーグリッド株式会社	<p>ア 警戒宣言発令時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保</p> <p>イ 復旧用資材等の整備</p> <p>ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施</p>
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	<p>ア 東海地震予知情報の伝達</p> <p>イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</p>
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

## (3) 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
御殿場瓦斯株式会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 警戒宣言発令時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 警戒宣言発令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県LPGガス協会 東部支部御殿場地区会	ア 需要家に対するLPGガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 警戒宣言発令時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧
静岡県道路公社 東部管理センター	ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧
静岡放送(株) 沼津支社 (株)テレビ静岡 沼津支社 (株)静岡朝日テレビ 東部支部 (株)静岡第一テレビ 東部支局 静岡エフエム放送(株)	ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 警戒宣言発令時及び災害時において特別番組を編成し、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県トラック協会 御殿場支部 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
土地改良区	ア 災害予防 所管施設の耐震性の確保 イ 警戒宣言発令時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 ウ 応急・復旧 (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 所管施設の緊急点検 (ウ) 農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食糧品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

## (4) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊 ・第34普通科連隊（板妻） ・特科教導隊（富士）	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動

## (5) 公共的団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人御殿場市医師会 静岡県北駿薬剤師会 駿東歯科医師会	救護班の派遣による医療救護活動の実施
御殿場農業協同組合	ア 被災農家に対する融資あっせん及び共催事業の実施 イ 種苗及び肥料の確保

	ウ 被災農家に対する営農指導
御殿場市商工会	被災商工業者に対する災害融資及び経営指導に関すること。
富士急行株式会社	ア 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報の伝達
箱根登山バス株式会社	イ バスの運転規制措置
小田急箱根高速バス株式会社	ウ 旅客の避難、救護
JRバス関東株式会社	エ 東海地震予知情報、バスの運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
JR東海バス株式会社	オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
京浜急行バス株式会社	カ 設備等の整備

## (6) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

処理すべき事務又は業務	
ア 地震防災訓練	
イ 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知	
ウ 従業員等に対する防災教育及び広報	
エ 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置	
オ 防災組織の整備	
カ 東海地震予知情報等の収集及び伝達	
キ 警戒宣言発令時における従業員及び施設利用者等の避難誘導	
ク 警戒宣言発令時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛け工事の中止等安全措置	
ケ 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導	